



平成 29 年 4 月 7 日

相続関連業務における東邦銀行との提携について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）と東邦銀行（頭取 北村 清士）は、平成 29 年 6 月 1 日（木）より、相続関連業務において業務提携いたしますので、お知らせします。

当行は、平成 18 年より相続関連業務に本体参入し、お客さまの資産や事業の承継に関するニーズにワンストップで対応できる態勢としております。

両行はともに「TSUBASA金融システム高度化アライアンス」※に加盟し、フィンテックに関する調査・研究のほか、市場・国際業務などでも連携を強化しております。今般、相続関連業務においても「業務委託方式」で提携することにより、これまで当行が培ってきた知見やノウハウの共有を目指してまいります。

「業務委託方式」では、東邦銀行が認可を受けている信託業務に相続関連業務を追加したうえで、当行が事務などの管理業務を受託します。これにより、東邦銀行は事務部門を抱えずに本体参入することができ、経営資源を営業面に集中させることが可能となります。

当行は、今後も当行のリソースを活用した相続関連業務での提携拡大を積極的に推進してまいります。

※フィンテックをはじめ先進的なIT技術を調査・研究するために発足した枠組みで、現在、千葉銀行、第四銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北洋銀行の6行が加盟しています。

以 上